

告示

埼玉県告示第六百八十九号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和七年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団サンセリテ三浦病院	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地	令和七年九月二日